

意見案第 1 号

日米物品貿易協定交渉に関する意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 30 年 12 月 12 日

提出者 富良野市議会議員 宇 治 則 幸 ⑩

賛成者 同 水 間 健 太 ⑩

同 同 石 上 孝 雄 ⑩

同 同 後 藤 英知夫 ⑩

同 同 今 利 一 ⑩

同 同 関 野 常 勝 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

日米物品貿易協定交渉に関する意見書

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ、牛肉・豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っている。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかし、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪EPAを上回るTPP11、それを超える日EU・EPAへと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に進められている。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPP11協定は本年12月30日に発効し、日EU・EPA協定も来年2月に発効される見通しとなっている。

こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車25%の追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へと繋がる恐れがある。重要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声があがっている。

よって、国は米国との物品貿易協定交渉に当たっては、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

1. 日米物品貿易協定交渉は、TPP水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月18日

富良野市議会